〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5-15 荘栄建物ビル8階 TEL 03-6262-1485 FAX 03-6262-1486 E -mail: info@care-mas.com http://www.care-mas.com

C-MAS

「**激変!介護報酬改定と算定基準の全解説** 新・人員設備基準解説と新報酬単位と新加算・減算対策」

日時: 3月9日(月) 13:30-16:30

セミナー 会場: 港区立商工会館 【JR 浜松町駅 徒歩7分】(詳しくは、http://www.care-mas.com。まで)

情報 講師: 小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表)

# サ高住の整備等のあり方検討会 実態調査結果を公表

国土交通省は、地域包括ケアシステムの構築等に向 け、サービス付き高齢者向け住宅(以下 サ高住)の質 の向上や適正立地など、時代のニーズに即応した施策 の徹底した見直しについて検討するため、「サービス付 き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会」 を設置。

1月22日の第3回検討会では、実態調査の結果を公 表。サ高住では、サービスを利用する全ての入居者が、 併設・隣接事業所を利用している割合が、「訪問介護」 では約35%、「通所介護」・「通所リハビリテーション」 では約24%、「訪問看護」では約12%と入居者の独占状 況が示された。国交省と厚労省は、指導指針の策定等 による指導監督の強化、保険者によるケアプランの点 検強化、地域ケア会議への事業者・職員の参加促進等 を検討していく。

その他、以下の調査結果も示された。

- ・生活保護受給状況に応じた家賃設定をするサ高住は、 生活保護受給者の入居率が高い傾向が見られる。
- ・相対的に入居者あたりの職員数が少ない傾向が見ら れる。
- ・「外部サービスを利用可能であることについて事前説 明」を行っている割合は約82%、「終末期ケアや看取り が必要になった場合の対応について事前相談」を行っ ている割合は約65%と、外部サービスの利用や看取り が必要になった場合の対応等について、事前説明をし ていない事業者が一定数存在。

# 老人福祉事業者の倒産 過去最悪の水準

帝国データバンクは、1月13日、医療機関・老人福 祉事業者の倒産動向調査を公表した。

2014年の老人福祉事業者の倒産は45件となり、2000 年以降最悪だった 2013 年 (46 件)と同水準で推移し た。業歴別では72.2%が「設立10年未満」となった。 倒産した 45 件のうち、負債 1 億円未満の小規模企業が 33件(構成比73.3%)を占め、大半が初期投資のかか らない在宅介護サービスを行っていた企業(または、 行う予定で設立されたものの稼動に至らなかった企 業)で構成されている。

# 平成 27 年度与党税制改正大綱の概要

平成 27 年度税制改正大綱の主な個人関連は次のとおり である。

#### 【NISA の拡充】

- ・未成年者の口座開設を可能にする「ジュニア NISA」を創 設する。年間投資上限額は80万円。
- ・NISA の年間投資上限額を平成 28 年分から 120 万円 (現 行 100 万円) に引き上げる。

## 【ふるさと納税の拡充】

- ・特例控除額の上限を個人住民税所得割額の2割(現行1 割)に引き上げ、平成28年度分の個人住民税から適用す
- ・確定申告を行わない給与所得者等の申告手続きを簡素化 「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設し、平成 27年4月1日以後の寄附に適用する。

【住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の拡充】

- ・消費税率 10%への引き上げに伴う駆け込み・反動減など に対応した非課税枠を設定し、適用期限を平成31年6月 30 日まで延長する。
- ・特に反動減が大きくなる経過措置終了後の1年間(平成 28年10月~29年9月)は、最大3,000万円に引き上げる。 【結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 の創設】
- ・子や孫(20歳以上50歳未満)の結婚、出産、子育て資 金を、親や祖父母が一括贈与した場合、受贈者ごとに1,000 万円(結婚関係は300万円)まで非課税とする措置を創設 する。
- ・教育資金に係る非課税措置と同様に金融機関に専用口座 を開設し、平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日の間 に拠出される金銭等について適用する。

【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充】

・教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等 を加え、適用期限を平成31年3月31日まで延長する。

【出国時における譲渡所得課税の特例の創設】

・国外転出による課税逃れを防止するため、一定の富裕層 (有価証券等の評価額が1億円以上など)を対象に、出国 時に未実現のキャピタルゲイン(含み益)に対して課税す

【国外扶養親族に係る扶養控除の適正化】

・国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納 税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務付ける。

詳しくはお気軽に <info@care-mas.com> まで